

トレイルOコントローラ資格認定に関する細則

1. 所 管

トレイルOコントローラに関わる事項は、トレイル・オリエンテーリング委員会の所管とする。

2. 資格認定

トレイルOコントローラ講習会を受講した者及びトレイルOコントローラで、トレイルOコントローラ研修会を受講した者をトレイルOコントローラとして認定する。

I OFトレイルOイベント・アドバイザーの資格を持つ者は、自動的にトレイルOコントローラとして認定される。

資格認定の判定は、トレイル オリエンテーリング委員会が行う。

3. 登録と任期

トレイルOコントローラ有資格者は、所定の手続き（「トレイルOコントローラ資格認定に関する規程」第10条及び第12条）により、翌年度からトレイルOコントローラとして登録される。

登録の有効期間（任期）は3年度とする。ただし、期間途中で登録した者の任期は残りの期間とする。

4. 競技会におけるトレイルO大会コントローラの任命

競技会のトレイルOコントローラとして任命された者をトレイルO大会コントローラ（以下、大会コントローラという）と呼ぶ。

主催大会および公認大会においては、大会開催決定後、大会コントローラを速やかに任命する。

主催大会の大会コントローラについては、JOAが任命する。

公認大会の大会コントローラについては、JOAが主催者と協議の上、任命または承認する。

大会コントローラの任命者は、JOA会長とする。

5. 業 務

トレイルOコントローラの業務は、競技について諸規則が遵守され、公正に運営されていることを点検・確認することである。

大会コントローラは次の業務を行う：

(1) 最低3回の点検作業

- ・地図および大会運営の概要が固まった時期（6ヶ月..1年前）
- ・コースおよびコントロール位置がほぼ確定した時期（2ヶ月..6ヶ月）
- ・大会前日および当日

(2) 点検は、競技関係にとどまらず、日本トレイル・オリエンテーリング競技規則第2

トレイルOコントローラ資格認定に関する細則

9条に準じて行う。

(3) 大会トレイルOコントローラは、提訴が合った場合、裁定委員会を招集し、その進行を務める。

6. 報告書

主催大会の大会コントローラは、トレイルOコントローラ業務実施後、速やかにその概要を、又、大会終了後、1ヶ月以内に報告書をJOAに提出する。

公認大会の大会コントローラは、大会終了後、1ヶ月以内に報告書をJOAに提出する。JOAは、研修会等において、技術の研鑽、問題点の把握等に報告書の活用を図る。

7. 大会コントローラ費用

大会コントローラに関わる費用は、主催者が支弁する。

8. 付 則

本規則の適用となるトレイルOコントローラの登録期間は、平成19年度からとする。

トレイルOコントローラ資格認定に関する細則

<補足（内規）>

1．トレイルOコントローラの呼称

トレイルOコントローラの正式名称は「トレイルO大会コントローラ」（大会全体をコントロールする、I O F イベント・アドバイザーに対応）であるが、大会で任命される大会トレイルOコントローラとの混同を防ぐために、本規程ではトレイルOコントローラ資格認定者で登録したものを「トレイルOコントローラ」、大会で任命されるトレイルOコントローラを「トレイルO大会コントローラ」と呼ぶ。

2．受講資格に関する補足

規程第9条第2項の、トレイルOの経験及び大会運営の経験が豊富な者とは、公認大会において競技責任者もしくはコースプランナーを務めたことがある者とする。

3．更新登録に関する補足

資格を更新しようとする者で、研修会（講習会も含む）を受講できない場合、次の条件を満たす時には、申請書の提出のみで1回までは更新を認める。

（1）任期期間中にコントローラ業務を行い、特に問題がなかった場合。

4．トレイルO大会コントローラ任命に関する補足

（1）主催大会：トレイルOコントローラ登録者から任命する。対象者は大会主管団体以外のものとする。

（2）公認大会：原則としてトレイルOコントローラ登録者から任命する。対象者は大会主催団体以外の者とするが、適当な者がいない時には主催団体内部のコントローラ有資格者から選出してもよい。その場合、主催団体内で業務内容を明確に分け、コントローラは点検・確認の業務に専念することとする。

5．裁定委員について

主催大会においては、裁定委員を置く。裁定委員のうち最低1名はトレイルOコントローラ有資格者から選任する。

主催大会の裁定委員の選任はトレイルO委員会が行う。選任は、大会開催前1週間前までに行い、公示する。

裁定委員は、大会当日は会場に居ることを原則とし、当日に参加できなくなった場合は、代わりの者を選任する。

指定大会においては、裁定委員を置くことが望ましい。ただし、その選任は主催者が行う。